

## 那覇家庭裁判所委員会議事概要

### 第 1 開催日時

平成 27 年 1 月 20 日 午後 1 時 15 分～午後 5 時

### 第 2 開催場所

那覇家庭裁判所大会議室

### 第 3 出席者

(委員)

大城勇夫，岡田陽一，親川啓和，小池勝雅，潮平芳和，進藤光慶，  
平良勉，向江隆文，吉崎敦憲（五十音順，敬称略）

(説明補助者)

廣重事務局長，中川首席家裁調査官，入濱首席書記官，江頭次席  
家裁調査官，野間次席家裁調査官，小中野事務局次長，金子訟廷  
管理官

(庶務担当)

小中野事務局次長

### 第 4 議事

(発言者の略記 = ◎ : 委員長，○ : 委員 (裁判所委員は□)，■ : 説  
明補助者)

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員の紹介 (岡田陽一，親川啓和，小池勝雅，潮平芳和，平良 勉)

#### 3 委員長選出 (小池勝雅)

#### 4 意見交換 (テーマ : 少年の補導委託について - 補導委託先の見学 -)

#### □ テーマの趣旨説明及び質疑応答

#### ア 裁判所側の説明

今回のテーマは裁判所から設定させていただいたものであり、少年審判手続の中の補導委託制度、補導委託先の種類と那覇家裁における補導委託の現状、那覇家裁の少年事件の特徴と補導委託について説明を行った。

補導委託には就労型、社会奉仕型などの種類があり、今回、見学する補導委託先は社会奉仕型であるが、住み込みと通所の補導委託が可能となっている。

#### イ 質疑応答及び意見交換

- 補導委託の課題は委託先が少ないということか。
- 就労型が少ないというのが課題と言える。現在、沖縄本島にある就労型の補導委託先は1箇所为建设業を営んでいる施設である。
- 補導委託の件数が減少しているという説明があったが、これは補導委託先が少ないことと密接に関係しているのか。
- 主な要因とまでは言えないが、一因ではあると考えている。
- 委託先となることを引き受ける施設が少ないことが原因か。
- PR不足ということもあると思われる。
- 経済団体等に補導委託の受入先について、申入れをしたことはあるのか。
- 特にしていない。しかし、家裁調査官等で、少年の更生に力を入れている個人や団体の情報を受けて、開拓しているところである。
- ◎ 他県であれば、隣県の補導委託先に預けるということもあるが、沖縄の場合、他県と離れていることもあり、他県の補導委託先に委託するのは難しい面がある。

- 沖縄では高校生が就職等でも県外に出たがらないところがあるが、県外の補導委託先を勧めることはあるのか。
- ◎ 個々の少年の事情を踏まえ、裁判所の方で委託先の目安を決めているが、県外の委託先に預けるところまではないのが実情である。
- 補導委託に付す少年事件の犯罪の種類として何がが多いということはあるのか。
  - 犯罪の種類で決まっていることはなく、地元から離す場合や非行状態が進んでいる場合、また、親元では更生が図れない場合などに施設に預けることになる。
- 家庭環境が問題ということか。
  - それだけではない。劣悪な家庭環境や不良交遊、不規則な生活を送っている少年に対し、補導委託に付す余地があるといえる。
- 試験観察における在宅と身柄付き補導委託の割合はどの程度か。
  - 確かな資料が手元にないのでおおよそだが、7対1くらいの割合ではないか。
- 補導委託の制度も少年の非行をどう防ぐかという問題になってくると思うが、非行のあった少年には共感性が欠如しているということだが、心のゆとりが欠けているのではないかと思う。教育的措置の中には、そういう欠如の部分を埋めるような、例えばスポーツや囲碁・将棋などで自信を付けさせるような指導は含まれているのか。
  - 補導委託はあくまでも試験観察の一環であり、裁判所は処遇

機関ではないので年単位で指導を実施することはできない。少年院や保護観察所といった処遇機関において、長期的な指導を行うことになる。ただ、個々の家裁調査官が少年に対し、働きかけを行っているのも現状であり、具体的にはボランティア活動を通じ、褒められることを体感させ、自己有用感の向上を図っているところである。

□ 補導委託先の見学及び意見交換

◎ 補導委託により少年がどのように変化したかについて裁判所から紹介していただきたい。

■ 身柄付き補導委託についての印象に残った事例を2件ほど紹介させていただくと、一例目はシンナーに耽溺していた女子少年が規則正しい生活を送り、お年寄りの介護の手伝いを通じて、感謝されるようになって、見違えるように表情も良くなり、健康も取り戻した。また高校進学を諦めていたが、委託終了時には高校に進学し、介護の資格を取得するという目標も見いだしたという事例である。

もう一例は父の顔も知らず、兄弟と一緒に母親の窃盗を手伝わされていた男子少年で、小学校にも満足に通わせてもらえず、家族だけの世界で成長してきたために対人不信感が強く、誰にも心を開かない少年だったが、補導委託先での厳しい生活訓練（石磨き）を受けるなど、受託者の熱心な指導により、他人に心を開くようになり、委託終了後も委託先に残って受託者の手伝いをするようになったという事例である。

◎ 裁判官側からの立場で申し上げれば、中間的な処分として補導委託に付すわけだが、例えば少年院送致も考えられないわけでは

ないが、家庭環境や交友関係の問題も含め、試験観察で様子を見たいということがある。その場合に職業補導型（就労型）の補導委託先に3、4か月預けて様子を見て、無事過ごすことができれば、保護観察処分に付すということもある。

- 補導委託先での指導により、心の変化など成果が上がったということであるが、補導委託先が増えれば、例えば農場なども含め、いろんなバリエーションの委託先があれば、受入の環境も良くなると感じた。
- 全てが成功するということでもないと思うが、3、4か月の補導委託後の少年の状況がよくわからないが、うまく社会に適応できているのか。
- 補導委託が終了した後の少年の保護者にも注意している。しかし、補導委託後の少年の就職状況はなかなか厳しいのが現状である。
- ◎ 補導委託後にうまくいかなかった場合には速やかに連絡があるが、うまくいったという知らせを受ける機会はあまりないのが実情である。
- 本日見学した施設の方などは、社会福祉施設の連絡協議会等において、補導委託の話をする機会はあるのか。または裁判所が主催することも考えてみてもよいのではないか。
- 社会福祉協議会等の会議において、裁判所から補導委託の説明を行うことがあり、その後に数か所新しい補導委託先が見つかったこともある。
- 今回の見学先である老人介護福祉施設において補導委託を行うことは、少年が心を開いてくれるという話もあり、いいのではない

いかと感じた。また、一人一人のペースに合わせて補導委託先での指導を行うのはいいことだと思う。

○ 補導委託先についての広報という話があったが、委員の中には報道の方もおられるようなので、補導委託に関する特集記事を出すのはどうだろうか。

◎ 就労型の補導委託先が少ないこともあり、委員の皆さんから紹介していただけたところがあればよろしくお願ひしたい。

○ 本日見学した施設では、補導委託先の少年と2人で仕事をしたとしても成果が2倍になるのではなく、指導を要することから0.8になることもあり、施設の方が努力しているという話も聞いた。県警では補導された少年の親を対象に臨床心理士、医者等を集めて、母親の悩みを聞いて、少年を更生させるという方法をとっているが、少年の補導委託という制度や施設があることを知り、今後、少年の更生に役立てていきたいと考えたところである。

○ 補導委託先の普及促進にあたっては委託先の負担軽減を行う必要があると思う。国は経費の一部負担をすることになっているようだが、施設の負担軽減が進展しないと崇高な精神だけでは施設の拡大等に無理があるのではないか。民間だけでなく公的機関には補導委託先はないのか。

◎ 補導委託は民間のボランティアの方に協力いただく制度になっている。

## 第5 次回のテーマ

◎ この場で次回のテーマについてのご意見は出ないようなので、4月以降に議題についてのご意見を聴取させていただきたい。

## 第6 次回開催期日

◎ これまでの開催状況を踏まえ、7月初旬から中旬頃に次回の開催を考えているが、ご意見はないか。

◎ 具体的な開催期日について家庭裁判所から調整させていただく。

## 第7 閉会宣言